２　都道府県知事は、準備調査名簿一部を当年七月三十一日までに、総務大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

（統計調査員）

第十七条　［略］

２　工業調査指導員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、工業調査員に対する指導、準備調査名簿の検査及びこれらに附帯する事務を行う。

［３　略］

４　工業調査員は、市町村長の調査実施上の指導及び工業調査指導員の指導を受けて、担当調査区内にある事業所（指定地域内にある事業所、本社一括調査企業に属する事業所及び国直送調査事業所を除く。）に係る調査票の配布及び準備調査名簿の作成その他これらに附帯する事務を行う。

（集計及び公表）

第二十条　［略］

２　都道府県知事は、総務大臣及び経済産業大臣による調査票の審査を補助しなければならない。

（調査票等の保存期間）

第二十一条　市町村長及び都道府県知事の保存する準備調査名簿の写しの保存期間は二年とし、経済産業大臣の保存する準備調査名簿の保存期間は一年とし、経済産業大臣の保存する調査票の保存期間は二年とする。

２　経済産業大臣の保存する準備調査名簿、調査票及び集計表の内容を記録した電磁的記録は永年保存とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

２　都道府県知事は、準備調査名簿一部及び準備調査名簿の内容を記録した電磁的記録を当年九月三十日までに、調査票一部及び調査票の内容を記録した電磁的記録を当年十月三十一日までに、総務大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

（統計調査員）

第十七条　［同上］

２　工業調査指導員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、工業調査員に対する指導、調査票その他の調査関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行う。

［３　同上］

４　工業調査員は、市町村長の調査実施上の指導及び工業調査指導員の指導を受けて、担当調査区内にある事業所（指定地域内にある事業所、本社一括調査企業に属する事業所及び国直送調査事業所を除く。）に係る調査票の配布及び取集、調査関係書類の作成その他これらに附帯する事務を行う。

（集計及び公表）

第二十条　［同上］

［新設］

（調査票等の保存期間）

第二十一条　市町村長の保存する準備調査名簿の写し並びに都道府県知事の保存する準備調査名簿の写し及び調査票の写しの保存期間は二年とし、経済産業大臣の保存する準備調査名簿の保存期間は一年とし、経済産業大臣の保存する調査票の保存期間は二年とする。

２　都道府県知事の保存する調査票の内容を記録した電磁的記録の保存期間は四年とし、経済産業大臣の保存する準備調査名簿、調査票及び集計表の内容を記録した電磁的記録は永年保存とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第十一号

所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）並びに所得税法施行令及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令（令和二年政令第百十一号）の施行に伴い、並びに同法附則並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）及び所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の規定に基づき、所得税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

所得税法施行規則の一部を改正する省令

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第一条の二」を「―第一条の四」に、「第一条の三」を「第一条の五」に改める。

第一条第一項中「寡夫」を「ひとり親」に改め、同条第二項中「「寡婦（寡夫）控除」を「「寡婦控除」、「ひとり親控除」に、「、寡婦（寡夫）控除」を「、寡婦控除、ひとり親控除」に改める。

第一編第一章の二中第一条の三を第一条の五とする。

第一編第一章に次の二条を加える。

（事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者の範囲）

第一条の三　法第二条第一項第三十号イ⑶（定義）に規定する財務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一　その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合　その者と同一の世帯に属する者の住民票に住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第四号（住民票の記載事項）に掲げる世帯主との続柄（次号及び次条において「世帯主との続柄」という。）が世帯主の未届の夫である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた者

二　その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合　その者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

第一条の四　法第二条第一項第三十一号ハ（定義）に規定する財務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一　その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合　その者と同一の世帯に属する者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた者

二　その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合　その者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主